

「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

1 開催趣旨

総務省では、平成 18 年（2006 年）3 月に、都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」（以下「総務省プラン」という。）を策定・周知した。

その後、「技能実習」や「特定技能」等新たな在留資格の創設、在住外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きな変化が生じている。また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録している。

こうした中、国においては、平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定）、令和元年（2019 年）6 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（同上）を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがある。また、地方公共団体においては、多文化共生社会の推進に関する指針・計画等を改訂し、地域社会への参加・自立等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も多くみられる状況である。

こうした状況を踏まえ、地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について検討を行うため、本研究会を開催する。

2 名称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長 1 名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料を非公開とすることができる。

4 開催期間

令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 8 月頃までとする。

5 庶務

庶務は、総務省自治行政局国際室において行う。